

(別添1)

賃金日額等の改正前後の金額について

① 基本手当の日額の算定の基礎となる賃金日額の範囲等の引上げ

(1) 基本手当の日額の最高額及び最低額

	現 行	変 更 後
最高額	受給資格に係る離職の日における年齢に応じ、次のとおり。	
	① 60歳以上65歳未満 6,687円	→ 7,042円
	② 45歳以上60歳未満 7,775円	→ 8,205円
	③ 30歳以上45歳未満 7,075円	→ 7,455円
	④ 30歳未満 6,370円	→ 6,710円
最低額	1,832円	→ 1,976円

(2) 基本手当の日額の算定に当たって80%を乗ずる賃金日額の範囲、80%から50%までの範囲で遡減する率を乗ずる賃金日額の範囲及び50%を乗ずる賃金日額の範囲

→ 別添2のとおり引き下げられる。

(例)

賃金日額が6,000円である60歳未満の受給資格者に係る基本手当の日額

(現行) (変更後)

4,436円 → 4,535円

賃金日額が9,000円である60歳未満の受給資格者に係る基本手当の日額

(現行) (変更後)

5,502円 → 5,677円

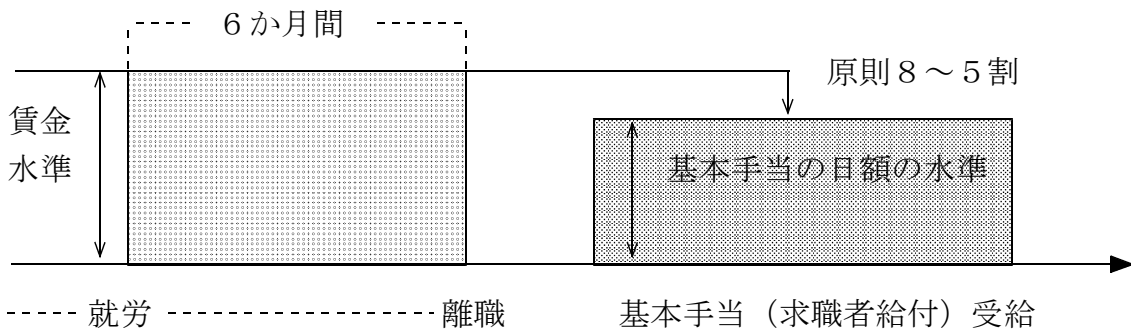
※ 賃金日額と基本手当の日額の関係


- ① 基本手当（求職者給付）の1日当たりの支給額を基本手当の日額という。
- ② 基本手当の日額については、離職前6か月間の平均賃金額を基に計算され、この離職前6か月間における1日当たりの平均賃金額を賃金日額という。
- ③ 基本手当の日額は、

$$\text{賃金日額} \times \text{給付率 (80\sim50\%)}$$

賃金水準が低いほど高い給付率となる。
具体的な給付率は、別紙2参照。

となる。



○ 1日当たりの  の額： 賃金日額 ○ 1日当たりの  の額： 基本手当の日額

2 失業期間中に自己の労働による収入がある場合の基本手当の減額の算定に係る控除額(※)の引上げ

平成29年8月1日以後、

1,282円 → 1,287円 と引き上げられる。

(例) 賃金日額7,000円、基本手当の日額4,999円の者(60歳未満)が、失業の認定に係る期間(28日間)中に2日間内職し、内職により6,000円を得た場合の認定期間(28日分)の基本手当の支給額

1日当たりの減額分は、

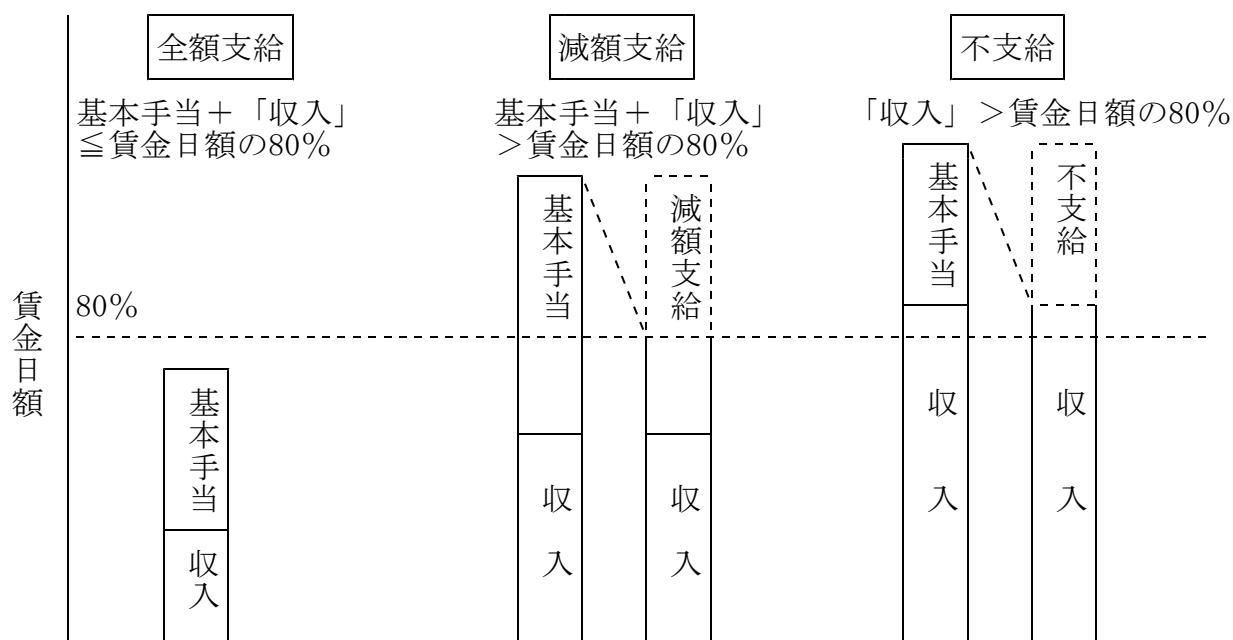
$$[(6,000円/2 - 1,287円) + 4,999円] - 7,000円 \times 80\% = 1,112円$$

基本手当の支給額は、

$$4,999円 \times (28日 - 2日) + (4,999円 - 1,112円) \times 2日 = 137,748円$$

※ 控除額とは、

- ① 失業の認定に係る期間中に自己の労働によって収入を得た場合、1日あたりの収入から控除額を控除した額と基本手当の日額との合計額が賃金日額の80%相当額を超えるとき、当該超える額のみだけ基本手当の日額は減額される。
- ② 上記収入から控除額を控除した額が賃金日額の80%相当額を超えるときは、基本手当は支給されない。



(注) 1 「収入」 = 「収入の1日分に相当する額」 - 1,287円 (改正後)

2 説明図中の「基本手当」とは「基本手当の日額」のことである。

3 高年齢雇用継続給付の算定に係る支給限度額（※）の引上げ

平成29年8月1日以後、

339,560円 → 357,864円 と引き上げられる。

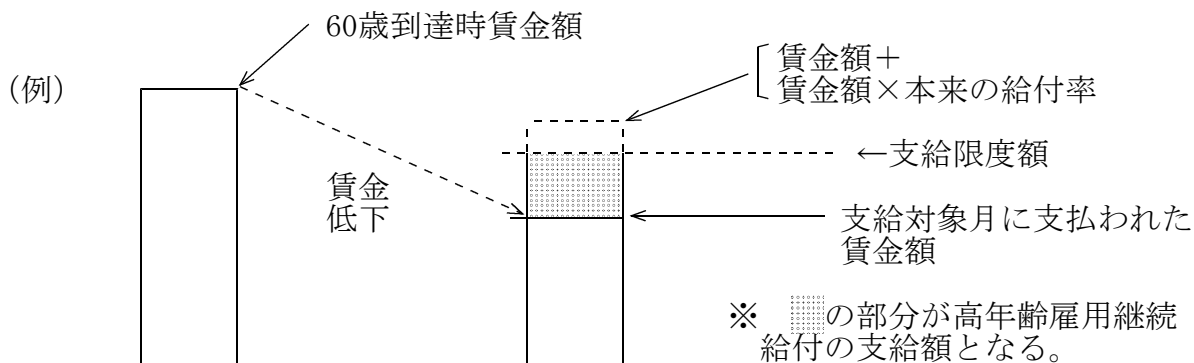
※ 支給限度額とは、

① 支給対象月に支払われた賃金の額が支給限度額以上であるときは、高年齢雇用継続給付は支給されない。

② 支給対象月に支払われた賃金の額と高年齢雇用継続給付との合計額が支給限度額を超えるときは、

$$(\text{支給限度額}) - (\text{支給対象月に支払われた賃金の額})$$

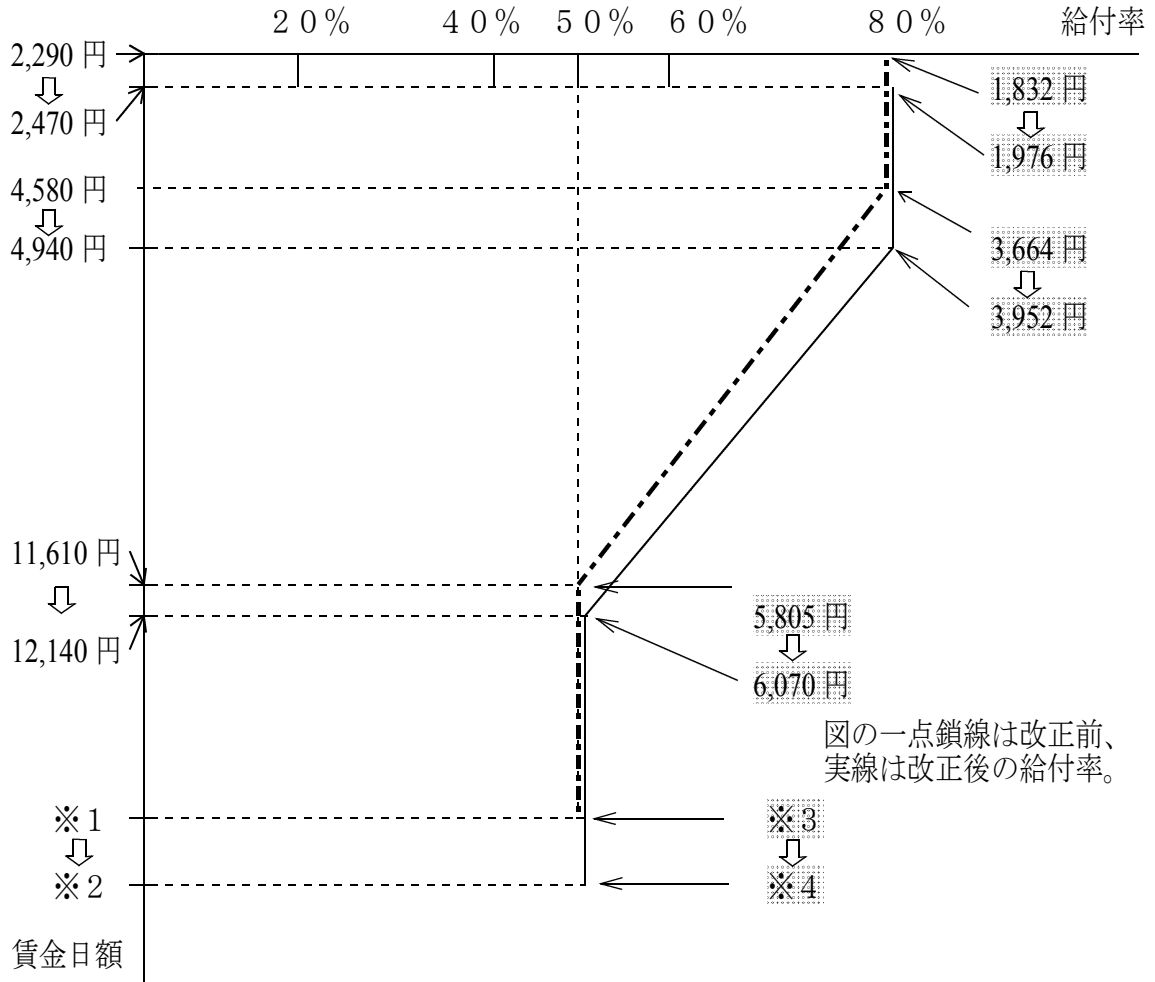
が高年齢雇用継続給付の支給額となる。



基本手当の給付率新旧比較図

1 60歳未満の受給資格者に係る給付率

*右側の網かけ数値は、基本手当日額

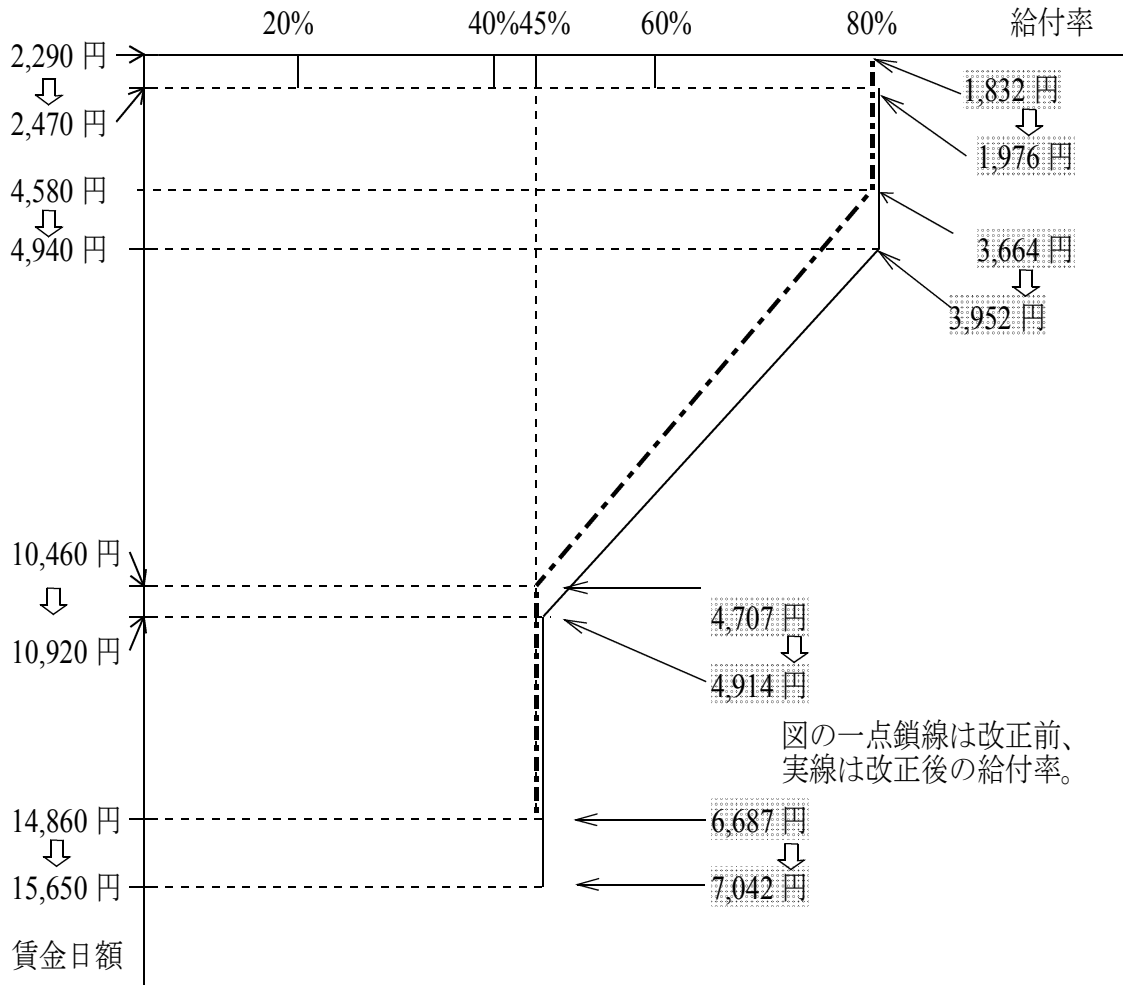


(注) ※1及び※2の賃金日額の上限額並びに※3及び※4の基本手当日額の上限額については、年齢階層により、次のとおりとなっている。

	賃金日額 ※1 (改正前)	賃金日額 ※2 (改正後)	基本手当 日額※3 (改正前)	基本手当 日額※4 (改正後)
30歳未満	12,740円	13,420円	6,370円	6,710円
30歳以上45歳未満	14,150円	14,910円	7,075円	7,455円
45歳以上60歳未満	15,550円	16,410円	7,775円	8,205円

2 60歳以上65歳未満の受給資格者に係る給付率

*右側の網かけ数値は、基本手当日額



基本手当日額の計算式及び金額

1. 基準日において30歳以上45歳未満である受給資格者に対する計算式

賃金日額 (w)	基本手当日額 (y)
2,470円以上 4,940円未満	$y = 0.8w$
4,940円以上12,140円以下	$y = (-w^2 + 24,140w) / 24,000$
12,140円超 14,910円以下	$y = 0.5w$
14,910円超	$y = 7,455$

2. 基準日において45歳以上60歳未満である受給資格者に対する計算式

賃金日額 (w)	基本手当日額 (y)
2,470円以上 4,940円未満	$y = 0.8w$
4,940円以上12,140円以下	$y = (-w^2 + 24,140w) / 24,000$
12,140円超 16,410円以下	$y = 0.5w$
16,410円超	$y = 8,205$

3. 基準日において60歳以上65歳未満である受給資格者に対する計算式

賃金日額 (w)	基本手当日額 (y)
2,470円以上 4,940円未満	$y = 0.8w$
4,940円以上10,920円以下	$\begin{cases} y = (-7w^2 + 130,260w) / 119,600 \\ y = 0.05w + 4,368 \end{cases}$ のいずれか低い方の額
10,920円超 15,650円以下	$y = 0.45w$
15,650円超	$y = 7,042$

4. 基準日において30歳未満である受給資格者に対する計算式

賃金日額 (w)	基本手当日額 (y)
2,470円以上 4,940円未満	$y = 0.8w$
4,940円以上12,140円以下	$y = (-w^2 + 24,140w) / 24,000$
12,140円超 13,420円以下	$y = 0.5w$
13,420円超	$y = 6,710$

- (注) 1 基準日とは、受給資格に係る離職の日をいう。
 2 端数処理については、1円未満を切り捨てる。

(参考2)

平均給与額の対前年度比率の算定

	平成27年度毎勤平均定期給与額	平成28年度毎勤平均定期給与額
4月	334,533	336,394
5月	328,273	329,001
6月	331,491	332,474
7月	331,311	332,858
8月	329,363	330,786
9月	330,381	332,067
10月	332,537	334,112
11月	332,236	333,916
12月	332,884	334,674
1月	329,549	331,089
2月	331,664	332,990
3月	334,341	334,547
年度計	3,978,563	3,994,908
平均	331,547	332,909

※毎月勤労統計調査の一般労働者の平均給与額から算定。